

和歌山市告示第281号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年7月31日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	期（月）別	種 別	備 考
令和7年度	第8期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和8年8月10日に変更する。
	第9期		
令和8年度	随時1期		
	随時2期		

公示日：令和 8年 7月31日

令和 8年 7月22日 作成

[illegible]

公示日：令和 8年 7月31日

令和 8年 7月22日 作成

[illegible]

公示日：令和 8年 7月31日

令和 8年 7月22日 作成

[illegible]

公示日：令和 8年 7月31日

令和 8年 7月22日 作成

[illegible]